

# 広島市立美鈴が丘高等学校PTA会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は広島市立美鈴が丘高等学校PTAと称する。

第2条 本会は会員が互いに密接な連絡をとり、一致協力して生徒の福祉増進に努め、民主的な教育の推進を図ることを目的とする。

第3条 本会は事務局を広島市立美鈴が丘高等学校に置く。

## 第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者並びに教職員とする。

## 第3章 事 業

第5条 本会は、その目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- 1 教育環境整備・充実に関すること。
- 2 生徒の校外生活に関する研究及び指導に関すること。
- 3 会員相互の研修及び親睦に関すること。
- 4 国際親善に対する協力・促進に関すること。
- 5 家庭生活及び社会生活向上のための研究及び指導に関すること。
- 6 その他、本会の目的に適合する諸事業。

## 第4章 役員及び任務

第6条 本会は次の役員を置く。

- 1 会 長 1名（保護者）
- 2 副 会 長 4名（保護者3名、教頭）
- 3 理 事 若干名（保護者若干名、教諭若干名）
- 4 庶務・会計 若干名
- 5 監 査 2名（保護者1名、教諭1名）
- 6 参 与 1名（校長）

第7条 役員を選出は次の方法による。

役員は会員の中から選出するものとする。

- 1 正副会長及び監査は、総会において選出する。
- 2 理事は学年ごとに選出する。
- 3 庶務・会計は会長が委嘱し、理事会の承認を得る。

第8条 各役員任期は1か年とする。ただし、再選を妨げない。

また、任期満了ののちも、後任者が就任するまでは、その任務をおこな

う。

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を処理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代行する。
- 3 理事は総会に次ぐ議決機関としての理事会を組織し、本会事業の企画執行にあたる。  
ただし、緊急または簡単な事項は会長・副会長の協議により処理し、事後、理事会の承認を得るものとする。
- 4 庶務・会計は、本会の会務ならびに会計の処理をおこなう。
- 5 監査は、本会の会計を監査し報告する。
- 6 参与(校長)は、会員の相談に応ずる。

第10条 会長は理事会にはかり、理事の中から、必要に応じて随時専門委員を委嘱することができる。

第11条 顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ、各種の会議に列席して意見を述べることができる。

## 第5章 会 議

第12条 本会の会議は次の通りとし、会長がこれを招集する。

- 1 総 会
- 2 理事会

第13条 総会は、次の主な事項について審議するため、毎学年初めを定時とし、ほかに臨時に開くことがある。

- 1 会計報告
- 2 決算の承認
- 3 事業計画及び予算の審議決定
- 4 役員の承認
- 5 会則の改定
- 6 その他必要と認める事項

第14条 理事会は、会長、副会長、顧問、参与、理事、庶務、会計、監査で構成し、議長には会長があたる。

第15条 理事会は、総会に提出する議案及び本会の運営に必要な事項を審議し、随時必要に応じて開催する。

第16条 各会議の定足数は出席すべき会員の三分の一以上とする。

ただし、委任状により出席に代えることができる。

第17条 各会議の議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第18条 第12条に関する会議は、会長が必要と認めた場合、または会員の三分の二以上の要求があった場合は、これを開くことができる。

第19条 会員は、入会金及び会費を納めるものとする。

本会の経費は、入会金・会費・その他の収入をもってこれにあてる。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

#### 附 則

1 本会は、昭和63年5月14日から施行するものとする。

2 本会会則を改める場合は、総会において三分の二以上の賛成を要するものとする。

3 本会則の施行細則は、理事会において別に定める。

4 平成4年5月22日、第16条を改正する。

5 平成5年5月21日、第16条を改正する。

6 令和6年5月11日、第6条及び第7条を改正する。

7 令和7年5月9日、一部改正する。

# 広島市立美鈴が丘高等学校 P T A 会則施行細則

## 第 1 章 事務局及び任務

第 1 条 事務局は、広島市立美鈴が丘高等学校事務室内に置く。

第 2 条 庶務は、保護者 1 名及び教職員 1 名が会長の委嘱を受けて諸会議の開催に係る連絡調整等の会務を行う。

第 3 条 会計は、事務職員及び保護者 1 名が会長の委嘱を受けて予算・決算等に係る会計事務を行う。

## 第 2 章 活動

第 4 条 広島市立美鈴が丘高等学校 P T A 会則第 5 条に掲げる事業目的達成のための主な活動は、次のとおりとする。

- 1 広報誌「沙羅だより」等、活動報告の発行
- 2 文化講演会の開催
- 3 P T A 中国・四国大会等研修会への参加
- 4 交通指導
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要と認められる活動

## 第 3 章 会計

第 5 条 本会の会費は、次のとおりとする。ただし、特別の事情がある会員については、減免することができる。

(1) 保護者 年額 2,400 円。ただし、子ども等（生徒）が 2 人以上在学している場合は、第 2 子から 2 分の 1 の額とする。

(2) 教職員（臨時教師・非常勤講師を除く。） 年額 1,200 円

第 6 条 本会の入会金は、会員の子ども等（生徒）が第 1 学年に入学するとき 3,000 円を納入する。

ただし、第 2 学年に転入する場合は 2,000 円、第 3 学年に転入する場合は 1,000 円を納入するものとする。

第 7 条 特別の事情がない限り、会費は指定期日までに納入するものとする。

第8条 本会の謝恩、慶祝、弔意は、次の表による。

死 亡	生 徒	保護者	5,000円	生花・弔電
		本 人	10,000円	生花・弔電
	教職員	本 人	5,000円	生花・弔電（転職の金額を加算）
		配偶者	3,000円	生花・弔電
		直系一親等	2,000円	生花・弔電（父母・義父母及び子）
教職員の転退職		記念品料 10年まで1年につき2,000円 臨時教師・非常勤講師は1,000円 10年を超える期間1年につき1,000円 その年度内在職は1年とする。		
教職員の結婚・出産		5,000円	結婚のときは祝電	
教職員の病気療養		3,000円	15日を経過したとき	

第9条 会員、生徒が天災・火災により甚大な被害を受けた場合など、特に必要な場合に、理事会の議を経て、見舞金を贈ることができる。

第10条 会長が特に必要と認めたときは、本細則の金額を変更し、また、その他臨機の措置をとることができる。この場合理事会へ報告し、承認を得るものとする。

第11条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

#### 附 則

- 1 この細則は、昭和63年6月9日より施行する。
- 2 平成9年5月14日 第4条を改正する。
- 3 平成13年5月12日 全部改正する。
- 4 平成14年4月30日 一部改正する。
- 5 平成19年5月9日 第10条を一部改正する。
- 6 平成22年2月10日 第7条、第9条を改正する。
- 7 平成25年4月26日 第7条を改正する。
- 8 令和7年5月9日 一部改正する。